

報道機関各位

令和6年度鹿行地域銘柄産地指定証交付式を開催します ～銚田市（銚田・大洋地区）の「パセリ」を再指定しました～

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等において一定の要件を満たした青果物産地・花き産地を、それぞれ「茨城県銘柄産地」として指定しています（有効期間3年間）。

今般、銚田市のパセリを再指定（指定期間：令和6年7月30日～令和9年7月29日）しましたので、下記のとおり指定証交付式を開催いたします。

つきましては、当交付式について取材いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 1 日時 令和6年8月28日（水）午前10時から（約30分間）
- 2 場所 茨城県銚田合同庁舎3階大会議室（銚田市銚田1367-3 電話：0291-33-4117）
- 3 主催 茨城県鹿行農林事務所
- 4 出席者 銚田市、ほこた農業協同組合、生産者2名及び鹿行農林事務所長他

<主な出席予定者>

岸田 一夫（きしだ かずお）銚田市長

内田 政輝（うちだ まさてる）JAほこた代表理事組合長

大場 一昭（おおば かずあき）JAほこた園芸部会長

内田 博之（うちだ ひろゆき）JAほこた園芸部会パセリ部長 等

5 産地の特徴

○銚田市（銚田・大洋地区）パセリ（平成18年度指定）

- ・国内有数のパセリ産地であり、春まきと秋まきの2作型で、ハウス栽培により周年出荷体制を確立し、年間を通じた計画出荷を行っている。
- ・生産者各戸が予冷施設を完備し、真空予冷処理により夏場の鮮度維持を図っている。また、冬季にはウォーターカーテンで温度を管理し、凍害による傷みを防止して品質の安定化に取り組んでいる。
- ・連作障害対策として、堆肥による土づくりや簡易太陽熱消毒を実施するほか、一部の生産者は葉物（みずな、こまつな）等との輪作体系を取り入れ、安定生産に努めている。



※令和6年8月21日現在の指定状況（鹿行地域）：青果物27産地（県全体59産地）、花き1産地（同7産地）

【問合せ先】茨城県鹿行農林事務所 担当：岩瀬、藤咲

TEL：0291-33-4117 FAX：0291-33-4264 E-mail：rokkonourin02@pref.ibaraki.lg.jp